

令和 7 年 9 月 2 日

各 位

医療法人社団瀬田川病院

入職手当制度の開始について

今般、下記要領にて「入職手当制度」を開始いたしますので、お知らせします。

記

1.手 当 額 100,000 円（一時金）

2.対象者・適用期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、
新たに常勤職員として入職した方 又は 雇用形態変更により
常勤職員に登用された方

ただし下記に該当する方は対象外となります。

- ・ 本制度の開始以前に入職内定された方
- ・ 既に常勤職員として入職済みの方
- ・ 有料職業紹介会社経由での入職者、または応募歴のある方
- ・ 有料成果報酬型広告経由での入職者、または応募歴のある方
- ・ 年俸制職員

3.支給方法 試用期間（3 ヶ月間）満了後の初回賞与に 50,000 円を加算
支給し、二回目の賞与にて更に 50,000 円を加算支給します。

- ・ 本手当は所得税・社会保険料・雇用保険料の対象です。
- ・ 賞与支給日時点で常勤職員でない方は支給対象外です。

<本件に関するお問い合わせ先・採用申し込み先>

瀬田川病院職員採用募集ページ <https://www.setagawa.com/recruit/apply/>

または、採用担当者あてお電話ください。

採用担当：清水、中本 電話番号 077-543-1441

「入職手当制度」に関する Q&A

制度の概要に関する質問

Q1. 入職手当とは何ですか？

A. 入職手当は、令和 7 年 10 月 1 日以降に常勤職員として新規入職された方に対して支給される一時金です。採用促進と定着支援を目的としています。

Q2. 手当の金額はいくらですか？

A. 合計 100,000 円を 2 回に分けて支給します（本採用後初回賞与で 50,000 円、2 回目賞与で 50,000 円）。

対象者・除外条件に関する質問

Q3. どのような人が対象になりますか？

A. 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に常勤職員として新規入職された方、または雇用形態変更により常勤職員となった方が対象です。

Q4. 対象外となるのはどんな場合ですか？

A. 以下の方は対象外です：

- ・ 制度開始前に内定済の方、既に常勤として入職済みの方
- ・ 有料職業紹介会社・成果報酬型広告経由での入職者・応募歴のある方
- ・ 年俸制職員

支給方法・条件に関する質問

Q5. 支給はいつ行われますか？

A. 試用期間（3 ヶ月）を満了した後、初回の賞与で 50,000 円、次回賞与でさらに 50,000 円が支給されます。

Q6. 試用期間中に退職した場合はどうなりますか？

A. 試用期間を満了しない場合は支給対象外となります。

Q7. 賞与支給日時点で非常勤になっていた場合は？

A. 常勤職員でない場合は支給されません。

その他の注意点

Q8. 手当は課税対象ですか？

A. はい。所得税・社会保険料・雇用保険料の対象となります。

Q9. 同じ人が複数回採用された場合は？

A. 支給は 1 回限りです。